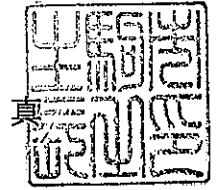




生 介 第 3 4 4 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 日

生駒市介護保険運営協議会 会長 様

生駒市長 山 下



地域包括支援センターに関する事項について（諮問）

このことについて、生駒市介護保険条例第 1 8 条第 2 号に基づき、下記のとおり貴協議会のご意見を伺いたく諮問します。

記

- 1 生駒市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

この条例は、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準並びに当該職員の員数以外の事項について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。）の施行により、厚生労働省令で示される基準に従い、または参酌し、市の条例により定めることとなったことから制定するものです。

なお、詳細は別紙のとおり